

県管理河川の減災に係る取組方針 (案)

(境川、笹川、木流川、小川、舟川、山合川、
吉田川、高橋川及び黒瀬川)

令和 5 年 月 日

黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 3
3. 本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等	P. 4
4. 減災のための目標	P. 8
5. 現状と課題	P. 9
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 13
7. フォローアップ	P. 16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生するなど中小河川における甚大な被害発生を受け、県管理河川においても「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全国の河川において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月に国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」及び平成 29 年 6 月(平成 29 年 12 月修正)に公表された国土交通省『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」に基づく取組を推進していくこととなりました。

これらを踏まえ、県管理河川においても河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、「黒部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(平成 28 年 5 月設立)に県管理河川を対象として盛り込み、名称も「黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「本協議会」という。)と改めることを、平成 29 年 6 月 2 日に開催した第 3 回協議会において決定しました。

その後、令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ、二級水系についても「流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年度から設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化しました。

このことから、本協議会では、避難計画・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することになりました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。また、水防法の改正に伴い法定協議会としてこれまで以上に効力が大きくなっています。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参 加 機 関	構 成 員
黒部市	市 長
入善町	町 長
朝日町	町 長
新川地域消防組合 新川地域消防本部	消 防 長
富山県 新川土木センター 入善土木事務所	所 長
富山県 新川農林振興センター	所 長
富山県 土木部 河川課	課 長
富山県 土木部 砂防課	課 長
富山地方気象台	台 長
北陸地方整備局 黒部河川事務所	事務所長
＜オブザーバー＞	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 黒部川水力センター	
北陸電力株式会社 新川水力センター	
あいの風とやま鉄道株式会社	

3. 本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等

(1) 主な特徴

① 境川

境川は、富山県と新潟県の県境に位置し、標高 1 5 9 3 m の犬ヶ岳にその源を発し、支溪、支川を合流しながら北流し、朝日町境地先で富山湾に注いでいる。

その流域のほとんどが山地で占められており、河床勾配は $1/6 \sim 1/70$ と非常に急峻で、県内でも屈指の急流河川であり、また、深い谷底地形を呈して中流部の一部に集落が存在する。

② 笹川

笹川は、標高 1, 0 4 3 m の黒菱山にその源を発し、途中、七重谷川、大溝谷川等の支川と合流しながら北アルプスの山間地を流下後、朝日町笹川地先の集落を貫流し、その後朝日町元屋敷地先で富山湾に注いでいる。

笹川はその流域のほとんどが山地で占められており河床勾配は $1/3 \sim 1/60$ と非常に急峻であるが、中流部は比較的なだらかな丘陵地を流下していることから谷幅が広く、河川沿いの谷底平野には集落が形成されている。

③ 木流川

木流川は、朝日町竹ノ内地内の標高 3 4 2 m の丘陵地にその源を発し、途中渓流水を集水しながら、木流川を形成し、朝日町南保地内の田園地帯を流下後、泊市街地を北流し、朝日町泊新地先で富山湾に注いでいる。

あいの風とやま鉄道より下流は市街地を呈しているが、上流部は水田で占められている。

④ 小川

小川は、定倉山（標高 1, 4 0 6 m）から一気に日本海へ流下する急流河川である。

小川流域のほとんどが山地であり、下流は水田や集落が分布する平地である。

⑤ 舟川

小川の支川である舟川は、その源を負釣山（標高 9 6 9 m）に発し、途中の沢を合流しながら流れ小川に合流する。

その流域は黒部川扇状地の東部に位置し、舟見・棚山段丘と呼ばれる隆起扇状地を形成し、砂礫層が厚く堆積しているのが特徴である。流域のほとんどが山地であり、下流は水田や集落が分布する平地である。

⑥ 山合川

小川の支川である山合川は、入善町棚山地先東部の山頂に源を発し、北上しながら途中、左支川道善寺川と合流しながら流れ、小川橋上流で小川と合流する。

⑦ 吉田川

吉田川はその源を富山県黒部市沓掛に発し、黒部市荒俣地先において富山湾に注いでいる。

その流域は黒部市北部地域における社会、経済の基盤をなしている。

⑧ 高橋川

高橋川は、その源を富山県黒部市若栗地域に発し、仁助川等の支川を合わせ、黒部市立野地先において富山湾に注いでいる。その流域は黒部地域における生活基盤をなしている。

⑨ 黒瀬川

黒瀬川水系は、その源を黒部市南部の標高 250m～400m の丘陵地に発し、大谷川、神谷川等の支川を合わせ、黒部市石田地先において富山湾に注ぐ。

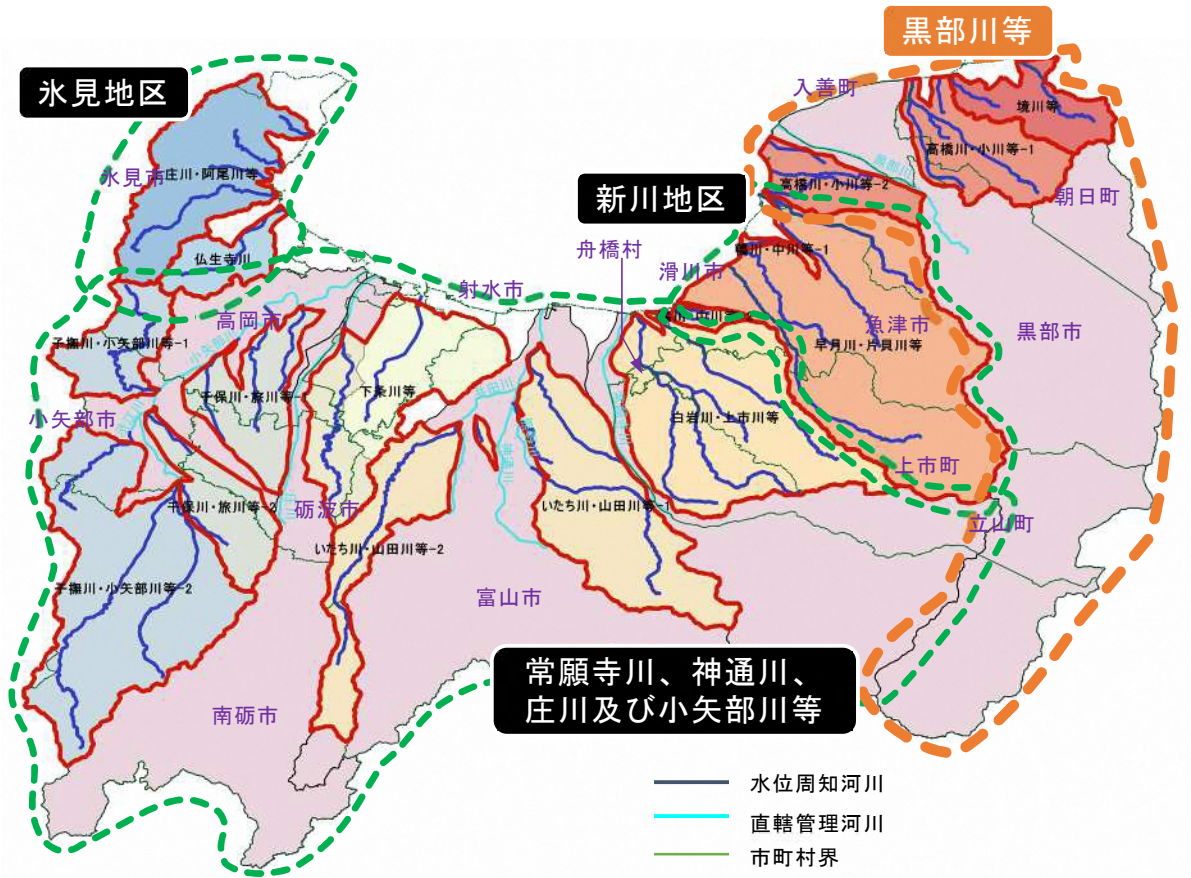
上流域の大半は、水田及び丘陵地となっており、下流域には黒部市街地が形成されている。

中流域から下流域は国道 8 号、北陸自動車道、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道などの交通基盤が整備され、工場や住宅等の集積が進み市街地が形成されている。特に、中流域の国道 8 号沿線では、宅地開発の急激な都市化がみられる。

これらの河川の特性を踏まえ、河川の特性が概ね同じと見なせる河川を一つのグループとして、グループ毎に取り組みを検討する。本協議会地区を流れる 9 河川に対するグループ分けは、以下のとおりとする。

グループ名	所属する河川		グループ選定理由
	水系名	河川名	
境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
	笹川	笹川	
高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
	小川	小川	
		舟川	
		山合川	
	吉田川	吉田川	
	高橋川	高橋川	
	黒瀬川	黒瀬川	

＜参考＞県管理河川のグループ分割（イメージ図）



協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
		小川	小川	
		小川	舟川	
		小川	山合川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	吉田川	吉田川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		高橋川	高橋川	
		黒瀬川	黒瀬川	
		片貝川	片貝川	
	鴨川・中川等グループ	片貝川	布施川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		早月川	早月川	
氷見地区	仏生寺川グループ	角川	角川	平野部を流下する河川
		鴨川	鴨川	
	上庄川・阿尾川等グループ	中川	中川	谷地形を流下する河川
		沖田川	沖田川	

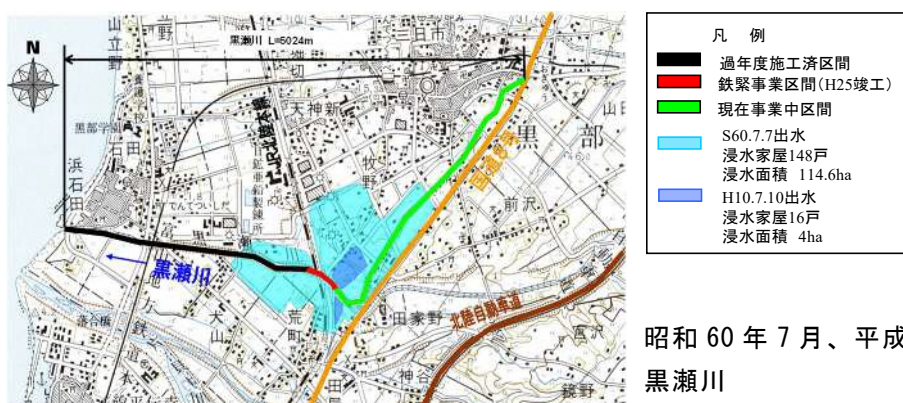
協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川 神通川 小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	栃津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
	下条川等グループ	神通川	山田川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		下条川	下条川	
	千保川・旅川等グループ	和田川	和田川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	千保川	
		小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	
子撫川・小矢部川等グループ		小矢部川	横江宮川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	旅川	
		小矢部川	子撫川	
		小矢部川	澁江川	

(2) 近年の災害発生状況と河川改修の状況

① 近年の災害発生状況

本協議会地区においては、以下に挙げる浸水被害が過去に発生している。

河川名	発生年月	発生要因	被害状況・被害発生要因等
山合川等	昭和 60 年 7 月	豪雨及び台風	下流域において、浸水面積 10ha、床下浸水 15 戸の被害が発生
黒瀬川	昭和 60 年 7 月	豪雨及び台風	浸水面積 114.6ha、床上浸水 2 戸、床下浸水 146 戸等の甚大な被害が発生
黒瀬川	平成 10 年 7 月		浸水家屋 16 戸、浸水面積 4ha



② 河川改修の状況（参考事例）

小川の治水事業として、朝日町阿造谷地先に、朝日小川ダムの建設が、昭和 53 年度（1978）から着手され、平成 2 年度（1990）に完成している。

近年では、昭和 60 年 7 月、平成 7 年 7 月及び平成 10 年 7 月に大規模な洪水が発生したが、小川本川はダムによる洪水調節により、大きな被害は発生しなかった。一方、小川支川舟川、山合川では床下浸水、農地の流出等の被害が発生するなど、水系における河川の整備状況はまだ十分な段階に達しておらず、早期の治水安全度の向上が必要である。

黒瀬川の治水事業は、昭和 54 年（1979）から、築堤、掘削等を実施し、現在まで、河口から黒部市荒町地先（あいの風とやま鉄道鉄道橋）までの間の延長約 2.3km の整備を終えている。また、支川大谷川では、大谷ダムが、黒部市古城寺地先に、昭和 63 年度（1988）建設着手し、平成 10 年度（1998）に完成した。

しかしながら、黒瀬川本川における中・上流部の流下能力は未だ小さく、水害が発生した地域についても未改修のままであることから、早期の治水安全度の向上が必要である。特に、中流部は流域の急激な都市化により、雨水の流出が増加しており、洪水に対して危険な状態にさらされる機会が多く、河川の整備状況はまだ十分な段階に達していない。

4. 減災のための目標

本協議会地区において、各構成員が連携して達成すべき減災のための目標は、以下のとおりとした。

【境川等グループ】

■令和7年度までに達成すべき目標

急峻な谷地形を流下し氾濫流の流れが速く、朝日町の集落を流下する氾濫形態となる急流河川特有の地形特性等を踏まえ、境川等での大規模水害に対し、『川や集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で集落を流下する。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、境川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 境川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【高橋川・小川等グループ】

■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、黒部市・入善町・朝日町の市街地・集落に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性等を踏まえ、高橋川・小川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、高橋川・小川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 扇状地河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 高橋川・小川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

5. 現状と課題

減災対策に関する現状と課題は以下のとおりである。

①地域住民の河川特有の洪水の理解に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川特有の洪水の理解		○管理区間における氾濫流による浸水被害の状況、近年の氾濫被害の状況の整理。
	ア	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
	イ	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		○想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図の公表。
		○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報の実施（管理者と気象台の共同）。
		○災害発生のおそれがある場合における、土木センター・事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）の実施。
	ウ	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。
	エ	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難指示等の発令基準		○地域防災計画に具体的な避難指示の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）
	オ	●県管理河川における避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成を進める必要がある。 ●警戒避難体制の強化が求められる。
避難場所・避難経路		○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。
	カ	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路において浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
	キ	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
	ク	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

② 情報伝達、避難計画等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
住民等への 情報伝達の 体制や方法		○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
		○河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。
		○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。
	ケ	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できない恐れがある。
	コ	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
	サ	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。
	シ	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
	ミ	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報共有サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。
避難誘導体制	ム	●住民の避難行動のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。
		○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。
	ス	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

③水防に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川水位等 に係る情報 提供		○基準観測所の水位により水防警報を発表している。
		○水防警報を水防団員へFAX等により情報提供している。
		○災害発生のおそれがある場合は、河川管理者及びダム管理者から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。
	セ	●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	ソ	●現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	タ	●急流河川の特長や水防活動に時間を要する現地の特長等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。

③ 水防に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
河川の巡視 区間		○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。
		○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
		○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。
	チ	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ツ	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
	テ	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材 の整備状況		○事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点、緊急資材倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	ト	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ナ	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
	ニ	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である
市・町庁 舎、企業、 病院等の水 害時におけ る対応		○防災拠点となる市・町庁舎は洪水浸水想定区域外、または非常用発電機室、コンピュータサーバなどが上階に設置され防災拠点機能を確保している。
	ヌ	●地域の企業を巻き込んだ水防支援体制が整っておらず、効果的な自主水防活動を行えていない。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
排水施設、 排水資機材 の操作・運 用		○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行う。
		○機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
		○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
		○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。
	ネ	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
	ノ	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
関係機関と連携した施設運用		○農業用排水路の管理が十分でなく、浸水時の排水が機能しない。
		○水田・学校校庭の有効利用が謳われている。
	ハ	●農業用排水路の管理を実施し、豪雨時に適切に排水する必要がある。
	ヒ	●水田・校庭の貯留効果を見込む対策を実施する必要がある。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
既存ダムにおける洪水調節の現状		○洪水調節機能を有するダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容		○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
		○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。
		○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。
	フ	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。
	ヘ	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。
	ホ	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。
	マ	●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難の時間確保ができないおそれがある。

6. 令和7年度までに実施する取組

各構成員が取り組む主な内容は次のとおりであり、実施する機関毎の実施内容・時期を「境川等グループ」及び「高橋川・小川等グループ」でそれぞれ整理する。

(1) ハード対策の主な取組

各機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目		課題の対応
I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策		
1	浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫・河道掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①）	フ
2	堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）	へ、ホ
II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備		
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	タ、チ
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	コ、サ、シ
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良	コ、サ、シ
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	ト、ニ、ノ
7	浸透ますの設置、校庭貯留の実施	ヒ
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立	ヒ
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	ハ
10	応急的な退避場所の確保	カ
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	へ、ホ
12	重要インフラの機能確保	カ
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	ホ
14	河川管理の高度化	フ、へ、ホ

(2) ソフト対策の主な取組

各機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・取組機関については、以下のとおりである。

① 河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組		
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	ア, イ
16	小中学校等における水災害教育を実施	ア, イ
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	ア, イ
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	キ
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	ア, イ
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	ア, イ
21	災害リスクの現地表示	エ, オ, カ, ク
22	避難訓練への地域住民の参加促進	ス
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	サ
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	ス
25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	コ, サ, シ, ス

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	ア, イ, ウ
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	カ, キ, ク
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	カ, キ, ク
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	ケ, コ, サ, シ
30	避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	オ, マ
31	中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	ウ, エ
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	ス
33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	カ, キ, ク
34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	カ, キ, ク

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組（続き）

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	カ, キ, ク
36	水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施	エ
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ミ, ム
40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ミ, ム
41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	ミ, ム

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅴ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組		
42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	カ, キ, ク, チ
43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	セ, ソ, タ, チ
44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	テ, ト, ナ
45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	ツ, ト, ナ
46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	テ
47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ニ
Ⅵ ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施		
48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①）	ヌ
49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①）	ス
50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①）	サ
51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①）	ヌ
52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②）	カ, ネ
53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③）	ネ, ノ
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③）	ノ
55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③）	ノ
56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	ネ, ノ, ホ

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。